

令和 8 年 10 月 1 日

新潟青陵高等学校マイクロバス使用運行規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟青陵高等学校マイクロバス(以下「バス」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第 2 条 バスの管理は、新潟青陵高等学校事務室で行う。

(使用の限定)

第 3 条 バスの使用は、当学校法人の教育活動、部活動、事業等に関する活動に供する場合に限定する。

(運転者の限定)

第 4 条 バスを運転できる者は、運転資格を有する当学校法人の教職員又は、当学校法人が依頼し運行を認めた者とする。

2 運転者は、事前に所定の登録申請書(様式 1)により登録を行い、許可された者でなければバスを運転することができない。

(安全運転の厳守)

第 5 条 運転者は常に交通法規を遵守し、道路事情に留意して安全運転をしなければならない。

(管理責任者)

第 6 条 バスの安全管理を行う安全管理責任者を選任し、安全教育等を必要に応じ運転登録者等に行い、指導できるものとする。

2 安全管理責任者は、常にバスの運行状況を把握し、定期的な検査等を行うと共に、事故の防止に努めなければならない。

第 2 章 使用基準

(使用申込)

第 7 条 バスの使用を希望する者は、使用する 7 日前までに所定の使用申込書(様式 2)に必要事項を記入し、事務室を経て校長あてに願出しなければならない。

2 校長は、前項の願出があったとき、活動の内容、活動の状況、使用する時間等を勘案のうえ、バスの使用について審査する。

3 緊急を要する場合で、第 1 項に規定する期日までにバスの願出をすることができないときは、使用する前までに速やかに願出しなければならない。この場合において、校長は、やむを得ないと認めるものに限り許可するものとする。

(使用者及び運転者の義務)

第8条 使用者及び運転者は、安全な運行を行うと共に、使用運行規定及び許可内容を厳守しなければならない。

2 第1項の義務又は、その報告を怠ったときは運転登録者を解くものとする。

(事故の報告及び処理)

第9条 バスの使用中に事故が生じたときは、使用者は必要な措置をとると共に、校長・安全管理責任者に報告しなければならない。

(現状復帰)

第10条 バスの使用後は、燃料を補給し、清掃を行い返納しなければならない。

附則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。